

酒類・酒母・もろみ 製造設備（異動）申告書の記載要領

- 1 この申告書は、次に掲げる場合に提出してください。
 - (1) 酒類の製造免許を受けた者又は既に製造免許を受けている者でその製造場を移転した者が、その免許に係る製造場又は移転に係る製造場について、その敷地の状況、建物の構造、製造及び貯蔵に使用する機械、器具及び容器の詳細（容器にあつては、その容量の測定の方法を含む。）並びにその参考事項について申告する場合
 - (2) 酒母又はもろみの製造者で、所轄税務署長から製造設備申告書の提出を命じられた者が、その命じられた事項について、(1)に準じて申告する場合
 - (3) 酒類、酒母又はもろみの製造者が(1)及び(2)の申告事項について異動が生じたときに、その異動事項を(1)に準じて申告する場合
- 2 申告しようとする機械、器具又は容器が次に掲げるものであるときには、それぞれ次に掲げる付表を添付してください。
 - (1) 液面計又は流量計 付表（液面計又は流量計の明細）
 - (2) 容器 付表（容器の容量の測定実績の明細）
- 3 「建物」及び「機械・器具」の「区分」欄は、次により記載してください。
 - (1) 建物については、種類及び構造
 - (2) 機械及び器具については、種類
- 4 「容器」欄は、次により記載してください。
 - (1) 「品名」欄には、タンク又は水おけ等の品名を記載してください。
 - (2) 「種類」欄には、整円筒タンク、整円すいタンク、整方形容器、密閉式整円筒タンク又はかめ類等の種類を記載してください。
 - (3) 「容量」欄には、容器の容量をキロリットル未満第1位（第2位以下切捨て）まで記載してください。
- 5 「機械・器具」又は「容器」の「新設・売却等の区分」欄には、新設、改造、売却、廃棄、転用等の申告事由を記載してください。
- 6 敷地、建物、蒸留機及び特殊ろ過機（装置を含む。）については、図面又は説明書を添付してください。